

## (8) 専 決 処 分 書

地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定により、法律上県の義務に属する交通事故による損害賠償に係る和解及び損害賠償の額の決定について、次のとおり専決処分をする。

平成27年8月11日

鳥取県知事 平井伸治

損害賠償に係る和解及び損害賠償の額の決定について

法律上県の義務に属する交通事故による損害賠償について、次のとおり和解し、及び損害賠償の額を定める。

### 1 和解の相手方

甲 横浜市 個人

乙 横浜市 個人

### 2 和解の要旨

県側の過失割合を3割とするが、和解の相手方が損害賠償請求権を放棄したため、県は、損害賠償金を支払わないものとすること。

### 3 事故の概要

#### (1) 事故発生年月日

平成27年5月1日

#### (2) 事故発生場所

東伯郡北栄町瀬戸地内

(3) 事故の状況

鳥取県中部総合事務所所属の職員が、公務のため小型乗用自動車を運転中、交差点を直進する際、右方道路から右折進入してきた和解の相手方乙が運転する和解の相手方甲所有の軽乗用自動車と衝突し、双方の車両が破損したものである。